

## 野生鳥獣に由来する感染症対策、With コロナ社会への対応

### 1. 制度の概要

- ・ 基本指針の「1 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項」において、以下の全体的事項が記載されているほか、「Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項」の「その他」として国及び都道府県内関係機関との連絡体制の整備が位置づけられている。
  - －高病原性鳥インフルエンザのような鳥獣と人に感染する可能性のある人獣共通感染症のみならず、口蹄疫のように人には感染しないものの、家畜と鳥獣に感染する感染症についても、鳥獣への影響、社会的及び経済的な影響が大きく、市民等の関心が高まっている。
  - －感染症対策は、希少鳥獣や個体群の保全の観点、生物多様性の確保の観点並びに人や家畜等への感染予防及び感染拡大の防止の観点から、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政の担当部局等と連携して実施することが必要である。
  - －鳥獣行政担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報収集や鳥獣への感染状況等に関する調査又は感染防止対策等を実施し、国民や地域住民に対して適切な理解を促す等の普及啓発を行う等の役割が求められている。

### 2. 背景

#### (1) これまでの取組の概要

##### ① 高病原性鳥インフルエンザ

- ・ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づき、都道府県、大学、研究機関等の協力の下、ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、農林水産省を始め、関係省庁とも連携しながら対策を実施。
- ・ 発生状況により、対応レベルを設定するとともに、以下の調査及び研修を実施。
  - ウイルス保有状況調査（定期糞便調査、死亡野鳥等調査、水検体の調査）
  - 渡り鳥の飛来状況調査（渡り鳥の飛来状況調査、ガンカモ類の生息調査）
  - 渡り鳥の飛来経路解明
  - ウイルス保有状況調査に係る採材・検査に関する研修（国立環境研究所において都道府県及び地方環境事務所担当者を対象に実施）
- ・ 国内で高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた場合等には、発生地周辺（半径 10km 以内）を「野鳥監視重点区域」に指定して、監視を強化し、緊急調査を実施。

##### ② その他感染症

- ・ 口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には周囲の鳥獣の異常の有無について監

視を実施。

## (2) 現行基本指針策定以降の状況（参考資料2-1）

### ① 高病原性鳥インフルエンザ

<実施調査概要>

#### (ア) ウイルス保有状況調査（サーベイランス）

##### 1) 定期糞便調査

- ・ 全国 52 か所（1 都道府県につき最低 1 か所）において、渡り鳥の飛来初期にあたる時期（10 月～12 月）に 1 回（それ以上は任意で実施）、集団渡来地等で水鳥の糞便を採取し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査を実施。

##### 2) 死亡野鳥等調査

- ・ 1 年を通じて、検査優先種と対応レベルに基づき死亡野鳥等を対象とした高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査を実施。

##### 3) 水検体の調査

- ・ 鳥取大学の協力の下、試験的な調査として、糞便採取を行っている渡り鳥飛来地の水検体を採取し、ウイルス分離を実施。

#### (イ) 渡り鳥の飛来状況調査

##### 1) 渡り鳥の飛来状況調査

- ・ 全国 52 か所（令和 2 年度）で 9 月から 5 月にかけて、月 2 回（国指定鳥獣保護区については月 3 回）、渡り鳥の飛来状況調査を実施し、情報をホームページで公開。

##### 2) ガンカモ類の生息調査（生物多様性センター実施）

- ・ 冬期に全国約 9,000 箇所で行ったガンカモ類の生息調査を実施。

#### (ウ) 渡り鳥の飛来経路解明

- ・ アルゴス情報収集・測位システムを介した渡り鳥の人工衛星追跡を実施。

#### (エ) その他

- ・ 近隣諸外国における発生情報や研究等について、インターネットも活用しながら、文献や科学論文等から最新の情報を収集。
- ・ 国立環境研究所において都道府県及び地方環境事務所担当者を対象とした技術研修の実施。

<調査結果>

- ・ 平成 28-29 年シーズンの調査では、過去最多となる 22 都道府県 218 例の高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された。
- ・ 平成 29-30 年シーズンも継続的に国内でウイルスが確認されたが、平成 30-31 年シーズン以降は確認されていない。
- ・ 令和元-2 年シーズン（令和元年 10 月から令和 2 年 8 月末時点）では定期糞便調査で 6,072 検体、死亡野鳥等調査では 325 検体について検査を行ったところ、高病原

性鳥インフルエンザウイルスは確認されなかった。

## ② その他感染症

### (ア) CSF

- ・ 平成 30 年 9 月の国内での 26 年ぶりの発生以降、農林水産省及び都道府県と連携しながら野生イノシシ対策を進めている。令和 2 年度からは野生イノシシにおける PCR を用いた感染状況確認検査の一部についても実施している。
- ・ イノシシの捕獲を強化するため、関係都府県では捕獲重点エリアを設定し、捕獲強化を図っている。CSF 発生県については指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の交付率を 1/2 から 2/3 にかさ上げするなどの捕獲強化の支援を実施するとともに、イノシシの捕獲に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省作成、令和元年 12 月公表）の整備、感染防止の観点からの自然公園におけるゴミの放置禁止等を実施している。

### (イ) その他感染症

- ・ 近隣諸外国における発生情報や研究等について、インターネットも活用しながら、文献や科学論文等から最新の情報を収集している。

## 3. 課題

- ① 国内における野生鳥獣由来の感染症に関する基礎的な情報が不足している、又は整理・分析されていないため、リスクの評価・把握が不十分であり、感染症対策における鳥獣保護管理の役割や管理手法について対応が不十分である。
- ② 高病原性鳥インフルエンザ及び CSF 以外については、野生鳥獣由来の感染症発生時の対応が明確には定まっていない。
- ③ 新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合、感染症拡大防止の観点から狩猟免許試験や研修等の実施が困難となり、鳥獣保護管理の担い手の確保に支障を及ぼす可能性がある。

## 4. 対応方針（案）

- ① 国内における野生鳥獣由来の感染症に関するリスク評価や感染症の観点を踏まえた野生鳥獣の管理手法のための情報収集や基盤整備を進める（情報収集、技術的支援）。
- ② 感染症対策としての鳥獣保護管理の必要性を基本指針に明確に示すとともに、CSF・ASF の防疫措置の充実・普及啓発を引き続き実施する。また、野生鳥獣由来の感染症が発生した際の狩猟及び捕獲物の取扱等を整理する（基本指針、通知、技術的支援、普及啓発）。
- ③ 新型コロナウイルス等感染拡大防止のため、非集合形式による研修の実施等も可能となるよう研修のオンライン化を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症等によ

る外出規制や集合した試験等の開催が難しい場合における、試験の柔軟な実施を可能とするような規定を検討（法令、基本指針、通知、技術的支援）。